

ものれ〜る 49号



平成 26 年 6 月 15 日発行

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行 武蔵村山市都市整備部多摩都市モノレール推進担当

Tel 042-565-1111(内線 272)/Fax 042-566-4493/E-mail tamamono@city.musashimurayama.lg.jp

平成 26 年 3 月 26 日に武蔵村山市議会において、「多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の一日も早い実現を求める決議」がなされ、都知事に送付されました。決議文の全文は、以下のとおりです。

我が武蔵村山市は、世界に類を見ない高密度で正確、安全な鉄道ネットワークを有する首都東京にありながら、唯一軌道交通の無い市であり、市民は定時性の確保が難しい路線バスや自動車の利用を余儀なくされるなど、長年にわたり不便な生活を強いられてきた。

こうした課題を解決し、さらなる活力向上にも寄与する多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸は、平成 4 年に東京都において次期整備路線のうち事業化すべき路線とされ、さらに平成 12 年の運輸政策審議会答申においては平成 27 年までに整備着手することが適当である路線と位置づけられた。この間、本市議会は交通対策特別委員会を設置し、調査・研究を行うなど市当局と一体となってその実現に努めてきた。また、平成 21 年度には、市民が主体の組織であるモノレールを呼ぼう！市民の会が設立され、要望活動に加え、講演会など各種促進活動を展開している。このように市民と行政・議会が一体となってモノレール延伸に対するさまざまな活動を行っているが、運輸政策審議会答申の目標年次が来年に迫っている現在において、いまだ着手さえもされていない。

本市の人口は、都市核地区土地区画整理事業といったまちづくりの効果もあり、ここ 10 年で 5,000 人以上増加しており、また市内には、年間集客数約 1,200 万人の大型商業施設に加え、あわせて年間 40 万人以上の利用者がいると推測される野山北・六道山公園や村山温泉かたくりの湯などの観光施設も立地している。まちづくりや商業・観光施設は、にぎわいや活力の向上に加え、モノレールの採算性確保に不可欠な基礎的な需要増加にも寄与するものであるが、現状では自動車利用に頼らざるを得ない状況から、市内各地で慢性的な渋滞が発生し、市民生活に深刻な影響を及ぼすなど、モノレール延伸による公共交通利用への転換は喫緊の課題となっている。

また、来るべき超高齢社会における高齢者の移動手段の確保等を図るためにも、軌道系公共交通の整

備が必要不可欠である。

モノレールの導入空間となると思われる新青梅街道は、平成 23 年度に東側の 1.1 キロメートルの区間、平成 24 年度には瑞穂町内の 1.4 キロメートルの区間で事業化され、平成 25 年度には本市の中心部の 1.5 キロメートルの区間で事業概要及び測量説明会が行われるなど、着実に拡幅事業が進められている。モノレール延伸時には駅舎や橋脚等が新青梅街道上に整備されることになるが、こうした整備を効率的かつ市民生活への影響を最小限にとどめて実施するためには、モノレール延伸と新青梅街道拡幅を同時に進めていくことが望ましいと言える。

東京都は、平成 25 年 3 月に策定された新たな多摩のビジョンの中で、将来の輸送需要の動向なども見据えながら、国や関係自治体、鉄道事業者とともに検討していくとしており、また、新聞報道によると平成 26 年度に都内の鉄道の未整備路線の優先度を検証するため、有識者による委員会を立ち上げ、多摩都市モノレールは、延伸に向けて整備費の試算など基本的な調査に入るとしている。

よって、武蔵村山市議会は、東京都に対し、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸の検討を早急に進め、一日も早く実現するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成 26 年 3 月 26 日

武蔵村山市議会

「決議」とは、議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。



お願い 署名に、ご協力をお願いします！

多摩都市モノレール上北台・箱根ヶ崎間の延伸整備の早期実現に関する請願

平成26年 月 日提出

東京都議会議員 吉野利明 宛
 郵便番号 208-0035
 東京都武蔵村山市中第二丁目43番地の3
 電話番号 042-560-4009
 武蔵村山市自治会連合会
 市長 佐藤 賢夫

(紹介議員) 谷村 孝彦、北久保 美穂

部において多摩都市モノレール上北台・箱根ヶ崎間の延伸整備を早期実現していただきたい。

武蔵村山市は、緑豊かな狭山丘陵に抱かれ自然豊かな環境にありますが、軌道交通がなく、通勤や通学等にも定時性が保たれないバスや自家用車に頼らざるを得ない状況にあります。

そこで、市民の利便性の向上を図るとともに、来るべき超高齢社会における高齢者の移動手段の確保、さらには、活力と魅力あるまちを実現するために、市民の長年の願いである多摩都市モノレール上北台・箱根ヶ崎間の延伸整備が早期実現するように、強く要望します。

(お願い)

- 1 本請願に御賛同いただけます皆様からの御署名をお願いします。
- 2 ヘンまたはボールペンの自筆で、氏名と住所を手書きしてください。
- 3 住所は、省略せず都道府県名から書いてください。家族など同じ住所の方に署名をいただく場合でも、「リ」(同上)などの省略はせず、全てに住所を書いてください。
- 4 やむを得ず代筆する場合には、必ず印鑑を押してください。
- 5 他から同じ署名用紙が回ってきた場合には、署名しないでください。(1人1部の署名のみ有効となります。)
- 6 署名者の年齢や国籍に制限はありません。
- 7 7月31日までにお願います。

署名用紙に御記入いただいた個人情報は、署名提出以外の目的には使用しません。

住所	氏名	印鑑
1	東京都武蔵村山市	
2	東京都武蔵村山市	
3	東京都武蔵村山市	
4	東京都武蔵村山市	
5	東京都武蔵村山市	
6	東京都武蔵村山市	
7	東京都武蔵村山市	
8	東京都武蔵村山市	
9	東京都武蔵村山市	
10	東京都武蔵村山市	



国の交通網の整備に関する基本的な計画である交通政策審議会次期答申に向けて、「武蔵村山市自治会連合会」と「モノレールを呼ぼう！市民の会」では、東京都議会に対して、「多摩都市モノレール上北台・箱根ヶ崎間の延伸の早期実現に関する請願」をすることになりました。

多くの方がモノレールの早期延伸を要望していることを伝えるために、請願書に署名簿を添付します。そこで、自治会又はモノレールを呼ぼう！市民の会から署名のお願いが届きましたら、皆様のご協力をお願いします。

署名から請願までのスケジュール

次のようなスケジュールを予定しています。

- 6月～7月 署名のお願い
- 8月～9月 署名簿の集計
- 9月 東京都議会へ請願書（署名簿添付）の提出
- 12月 東京都議会において請願の審議



自治会に加入していない人も、署名をお願いします。

やむを得ず代筆する場合は、印鑑を忘れずに！



多くの人々の願いが、モノレールの早期延伸実現に大切な力になります。

延伸に向けた現状や課題については、パンフレット「みんなの願い！多摩都市モノレール延伸！！」をご覧ください。パンフレットは、都市計画課窓口や市内公共施設においてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。